

資料7

一般廃棄物処理手数料の消費税の税率が改正されることに伴う対応

1 消費税法により課税対象とされる料金等は、全て消費税等の増税の引上げを行う。

2 引上げの方法

(1) 現在の料金を 1.08 で除し、1.10 を乗じる。

(2) 必要に応じて端数調整を行う。

① 1 円未満の端数は、切り捨てる。

② 端数調整の単位は、料金等の収納の方法等を勘案し、判断する。

・ 納付書払いの料金等は、円単位を原則とする。

・ 窓口払いの料金で、1 円単位の取扱いに支障があるものは、10 円単位で、原則切捨ての端数調整をする。

(3) 今回の料金改定は、平成 26 年消費税法改正時と同様の算定方法とした。

3 改正する条例の例

ごみ処理手数料 $60 \text{ 円} \div 1.08 \times 1.10 = 61.11 \text{ 円} \rightarrow 61 \text{ 円}$

※ 40 円以下の料金等は、増加額が 1 円に満たないため改正なし。

$40 \text{ 円} \div 1.08 \times 1.10 = 40.74 \text{ 円} \rightarrow 40 \text{ 円}$

事業系一般廃棄物

$2,000 \text{ 円} \div 1.08 \times 1.10 = 2,037.03 \text{ 円} \rightarrow 2,030 \text{ 円}$

粗大ごみ処理手数料

$750 \text{ 円} \div 1.08 \times 1.10 = 763.88 \text{ 円} \rightarrow 763 \text{ 円}$

し尿処理手数料

$210 \text{ 円} \div 1.08 \times 1.10 = 213.88 \text{ 円} \rightarrow 213 \text{ 円}$

し尿処理手数料（仮設トイレ 1 基につき）

$1,050 \text{ 円} \div 1.08 \times 1.10 = 1,069.44 \text{ 円} \rightarrow 1,069 \text{ 円}$